

「南島原市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例（案）」
に関する市民意見募集（パブリック・コメント）について
【予告】

本市における行政手続等についてオンライン化を行い、市民の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的に「南島原市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」を制定します。

このため、市では令和4年第4回議会定例会に提案を予定していますが、本条例を提出するにあたり、市民の皆様のご意見・ご提案をいただくため、条例（案）についての市民意見募集（パブリック・コメント）を予定しています。

【資料の閲覧場所】

防災課および各支所（市ホームページにも掲載します。）

期間：令和4年9月13日(火)～10月12日(水)予定

【意見等を提出できる方】

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に事業所等を有する方

【注意事項】

- ・条例（案）をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
- ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
- ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
- ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

【意見等の提出方法】

提出期間	令和4年9月13日(火)～10月12日(水)【必着】予定
提出方法	意見内容（条例（案）の箇所（項目やページ、行など）とそれに対する意見）、住所、氏名、年齢、性別を記載の上、下記のいずれかの方法でご提出いただくか、直接、西有家庁舎（3階）防災課までご持参ください。 （必要な事項を記載していれば様式は問いません。） 1) 郵便 〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市 総務部 防災課 情報政策班 宛 2) FAX 0957-82-3086 防災課 情報政策班 宛 3) 電子メール jouhou@city.minamishimabara.lg.jp

【意見に対する考え方の公表】

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方につきましては、後日ホームページ等で公表する予定です。

－お問い合わせ－

総務部 防災課 情報政策班

TEL 0957-73-6622

FAX 0957-82-3086

メールアドレス jouhou@city.minamishimabara.lg.jp